

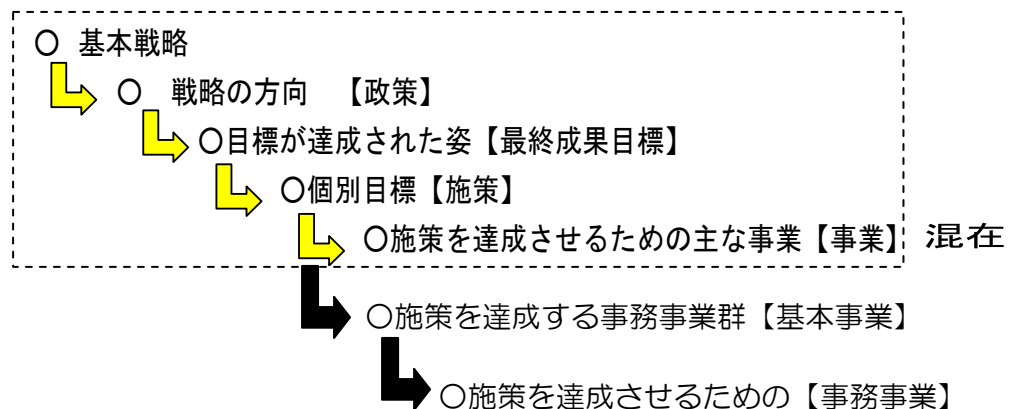
平成20年度実施計画事業に係る「事務事業評価」の概要

はじめに：新城市では、現在までに行政評価（事務事業評価）システムが確立されていないため、総合計画の実施計画に掲げた「事業」の入れ替え（ローリング）を行なう際に、事業評価を実施し、総合計画市民委員会への諮問を経て、成果志向の行政経営への足掛かりとする。

※【総合計画実施計画事業の事務事業評価の試行を通じ、実施方法・評価内容等を検証し、行政評価システムの確立につなげる。】

【事務事業評価とは】

施策や事業は、総合計画に掲げためざす将来像（＝課題が克服された姿、成果目標）を達成するための手段として行うものであり、事業評価は、事業が施策の達成手段として有効であるという仮説（＝「因果関係仮説（ロジック・モデル）」）の検証を行うものです。



○基本事業：施策と事務事業をつなぐ「事業群」のこと。よって指標を設けて評価する対象としては相応しくない。（当然に実施すべきこと）

例)：保育サービスの充実、母子保健体制の充実、文化財の保存など

○事務事業：実際に予算を使って行う事業。評価によって施策を達成する手段として実施方法の変更（縮小・廃止）、別の手段への転換も可能となるもの。

例)：「基本事業：保育サービスの充実」を構成する事務事業

市立保育所運営事業（乳児保育事業、延長保育事業、一時保育事業）、保育施設整備事業、私立保育所支援事業・・・など

1. 今回の事務事業評価の目的

○市民満足度の向上につながる成果志向の行政経営システムの確立

第一次総合計画に掲げた「真の市民自治社会の実現」に向けて、サービスを受ける側の市民の立場に立って、事業の実施がどういう成果をもたらしたのか（もたらすのか）を市民とともに確認しながら行政経営を進めるための基幹的システムとして試行する。

○予算編成、財政計画との連動システムの確立

評価結果を次々年度の事業立案及び予算編成に反映することで、総合計画と予算編成、財政計画との連動を進めるシステムとして、行政経営のマネジメントサイクル（計画、実施、評価、見直し）に位置づける。

○情報公開、市民同士の情報共有の手段

行政が実施する事業についての情報（事業の目的や進捗状況、市民参加の時期・方法など）を公開し、市民への説明責任、市民同士の情報共有を進める

2. 事務事業評価の概要

1) 施策体系の見直し（事務事業の抽出）

実施計画シートに掲げた事業が、評価の対象となる「事務事業」となっていないものが多く、事業を「基本事業」と「事務事業」に分類して、評価が可能な事務事業の抽出を試みた。

2) 事業の実施目的・意図の明確化

平成20年度の実施計画に登載した事業について、事業が施策の目的や最終成果目標に照らして意図（何を～受益者の範囲を含む～、どういう状態にするために、何を行うのか）を明記した。

3) 指標の妥当性の検証

20年度事業の指標値の測定及び評価を行う中で、指標の妥当性（測定が可能か、事業の進捗が測られているか、指標値の達成が事業・施策の達成に寄与しているか）を検証し、妥当でないものは21年度実施計画書の見直しに反映した。

4) 事務事業の評価

評価基準を設定し、担当者による第一次評価、所属長（主に課長）による第二次評価を実施した。最終の総合評価については、「事業の見直し度の大小」で

示したが、本来の評価は、評価の低い事業は事業の廃止や見直し、他の事務事業への切り替えを考えることとなるが、今回は最初の事務事業評価【試行】であり、事業のどの部分を見直す必要があるかを気付くツールと位置づけた。

5) 評価した事務事業の数

総合計画実施計画に登載された事業から抽出した「事務事業数287事業(再掲事業を含む)」に対し、評価を行った事業は238本となった。

事務事業が未提出であったり、事務事業として疑わしいものが含まれるなど課題は多いが、評価結果を事業の見直しにつなげるという意図は、概ね理解されつつある。

3. 事務事業評価の方法

- 評価は、第一次(担当者)・第二次(課長)評価とも、5つの評価の視点「必要性、有効性、効率性、公平性、適時性」ごとに、4段階評価「0～3」を行い、総合点(0～15点)によって4種類(A～D)の総合評価に分類し、評価に至った理由を「説明」欄に記入した。

1) 評価の視点の概要～5つの視点～

① 必要性

- ・ 市民生活、又は市役所の運営等において、当該事業が不可欠(選択的)かどうか。【法令実施など】
- ・ 当該事業が市役所以外でも利用・実施可能(代替的であるか)かどうか。【公共領域の検証、行政関与の妥当性】

② 有効性

- ・ 当該事務事業が、上位目的に貢献する成果目標の達成に、どれだけ結びついているかどうか。【因果関係(ロジック)の妥当性】
- ・ 成果の達成度を測るのに適切な成果指標が設定されているかどうか。【成果目標の妥当性】

③ 効率性

- ・ 当該事業に経費節減の可能性がないかどうか。【費用対効果の向上性】
～委託、臨時・非常勤への代替、入札方法の変更などによる「経費節減」、業務改善による「迅速性向上」、活動量の増加などの「質・量の向上」などの可能性を考慮して判定のこと。～

④ 公平性

- ・ 当該事務事業による受益に偏向性がないかどうか。【受益の偏向性】
～受益が一部に偏っていない、受益者負担割合の妥当性(見直しの余地)など～

⑤ 適時性

- ・ 当該事務事業を実施する好機の度合いはどうか。【緊急性・時宜性】
(市民による要請や危険性の逼迫度、社会情勢による実施の意義などを考慮)
- ・ 第一次総合計画の重点プロジェクトへの位置づけの有無【優先度】

2) 視点別の判定基準と点数

点数	必要性	有効性	効率性	公平性	適時性
3	市が関与する 必要性が高い	指標が適切で 成果も高く、因果 説明ができる	経費節減・効率性 等の向上・追求は ほぼ不可能	受益者が広く公平 であり、負担も適 正	緊急性があり、 市民ニーズ高く 重点PJIに採用
2	市が関与する 必要性は普通	指標は適切だが 成果が十分でない (因果は推測可能)	経費節減・効率性 等の向上・追求の 可能性が少ない	受益者が広く公平 であるが、負担の 見直し余地有り	緊急ではないが 時宜性が高い
1	市が関与する 必要性は低い	指標が不適切だが 高い成果を期待で きる (指標見直し予定有り)	経費節減・効率性 等の向上・追求が 可能	受益者が狭く公平 にやや欠け、負担 も見直し余地有り	懸案なるも時宜 性が十分でない
0	市が関与 すべきでない	指標が不適切で 成果が高いと期待 できない (指標見直し不明)	-----	受益者が一部に 偏り、公平性に 欠ける。	市民ニーズが不 明(未調査)で時 宜性に欠ける

3) 総合評価の判定基準

5つの視点別評価の判定結果(点数)を基に、以下の目安に従って事業の総合評価を行った。

総合評価	目安 【各項の条件がどれか1つに該当し、 かつ上位評価の条件でないこと。】	事業見直しの必要度
A	○総合点12点以上、かつ必要性・有効性 2点以上	事業見直しの必要度が低い (計画どおり継続実施など) (見直しの実施) 事業見直しの必要度が高い (休・廃止、入れ替えなど)
B	○総合点8点～11点 かつ必要性・有効性2点以上 ○必要性3点 ○適時性3点	
C	○総合点6～7点、かつ必要性・有効性 2点以上	
D	○総合点5点以下 ○総合点8点以下、かつ必要性・有効性 1点以下	

● 参考資料 判定基準の詳細資料

視点別の判定基準ポイント

【1】必要性

ア. 点数3「市が関与する必要性が高い」の目安

- ①法律・政令で市の実施・関与が義務づけられているもの（法定受託事務）。
- ②市民生活や行政運営の維持のために負託された公権力の行使や計画策定など。
～許可・規制・監督・指導など。総合計画の策定、条例制定など
- ③市民全体の生活に必要不可欠な市民サービス、公共機能で十分でないもの。
～道路・水道・下水道・通信などの社会基盤のうち不十分のもの～
- ④行政に要請される相互扶助サービス
～障害者福祉事業、生活保護事業など～
- ⑤市民から負託された行政運営（組織の経営・機能維持）に欠かせない機能
～社会規範（マナー・マナー）を維持定着させるための仕組み）づくり。戦略プラン、組織機構改革、行政評価、自治のルール化、情報発信制度など… ～

イ. 点数2「市が関与する必要性は普通」の目安

- ①市民の地域生活に必要な事業であるが、市以外による代替サービスがある、又は市以外でも提供が可能なもの。
- ②市民の地域生活に必要とまでは言えないが、市以外による代替サービスがなく、又は市以外の提供が見込めないもの。

ウ. 点数1「市が関与する必要性が低い」の目安

- ①本来、地域において市民の自治によって担われるべきもの。
～環境の美化・清掃、防犯、声かけなどの地域内相互扶助、コミュニティ機能の維持、自治会の運営、水利の共同管理、（※子育て支援・見守り）、身近な地域のまちづくり活動 等～
- ②市民の地域生活に必要とまでは言えないが、市以外による代替サービスが現にあり、又は市以外の提供が見込めるもの。
- ③民間の事業との競合があるもの。
- ④独立した規約を持つ団体等の組織の維持・内部管理等に関する助成など。
（事業に対する助成でないもの）

エ. 点数0「市が関与すべきでない」の目安

- ①本来、国や県が行うべきもの。

- ②市以外の代替サービスが充実しているもので、個人の趣味・娯楽や個人的便宜の提供に関する可能性のあるもの。
- ③歳月の経過により、目的が薄れ、関与を停止しても影響が少ないもの。

【2】有効性

ア. 点数3「指標が適切で成果も高く、因果説明できる」の目安

- ①事業の意図・目的に対する達成度（因果関係）を見る上で、効果的な成果指標が設定され、しかも測定値から成果が高いことが納得できるもの。
～成果指標は、資料1の説明にある「中間成果指標」が、最終成果に近いものから初期のものまで、各段階に応じて複数設定されていることが理想です。
よって、指標が1つしかないものは、有効性の点数を2点以下とすること。～

イ. 点数2「指標は適切だが、成果が十分とはいえない」の目安

- ①事業の意図・目的に対する達成度（因果関係）を見る上で、効果的な成果指標が設定されており、しかも測定値があるものの、実績が上がっていないなどの理由から成果を高いと判断するまでには至らないもの。

ウ. 点数1「指標は不適切だが、高い成果を推定できる」の目安

- ①指標が未設定か、不適切・測定値がないなどの理由で無効ではあるものの、他により有効な事業がないなどの理由から、事業の成果が高いことが一般的に推測・納得できるもの。
- ②様式2のⅢ欄にある「指標見直しの有無」に、新たな指標及び測定方法が記入されているもの。
～同欄に「新たな成果指標」が記入されていない場合は、点数0とします。～

エ. 点数0「指標が不適切で、成果が高いと期待できない」の目安

- ①指標が未設定か、不適切・測定値がないなどの理由で無効なため、有効性が判断できないもの。
- ②新たに有効で適切な成果指標が、設定できないもの。

【3】効率性

ア. 点数3「経費節減・効率性等の向上・追及はほぼ不可能」の目安

- ※既に効率性が追求されており、次の各項目の実施・切り替えが不可能なもの。
- ①臨時・非常勤への代替による実施

- ②民間委託・外部委託（指定管理者、地方独立行政法人など）による実施
- ③単価の低減（実施量を増やすか、経費を落とすか）
- ④入札方法の変更
- ⑤迅速性の向上（業務改善の実施）

イ. 点数2「経費節減・効率性等の向上・追及の可能性が少ない」の目安

- ① アの各項目のいずれかの実施に可能性があるものの、実現が難しいもの。

ウ. 点数1「経費節減・効率性等の向上・追及が可能」の目安

- ① アの各項目のいずれかの実施に可能性があるもの。

【4】公平性

ア. 点数3「受益者が広く公平であり、負担も適正」の目安

- ①事業の恩恵を受ける対象が市民の多くを対象としており、特定の受益者・地域・団体へ片寄っていないこと。
 ～特に団体助成や活動費補助の場合、同様の活動・組織があるにもかかわらず、限られた人・地域・団体を対象に行われる事業でないこと。
 （実験的モデル事業を除く）～
- ②原則的に受益者負担の理念が貫かれており、受益者が等しく相応の負担を負っているもの。
 ～特に団体助成や活動費補助の場合、会費・負担金等の自己負担を伴わずに市からの助成を受ける事業でないこと。～

イ. 点数2「受益者が広く公平であるが、負担の見直し余地有り」の目安

- ①事業の恩恵を受ける対象が市民の多くを対象としており、特定の受益者・地域・団体へ片寄っていないこと。 【上記アの①に同じ】
- ②受益者負担の理念が曖昧で、受益者が等しく相応の負担を負っていないもので、受益者負担を検討する余地のあるもの。
 ～特に団体助成や活動費補助の場合、会費・負担金等の自己負担を伴わずに市からの助成を受ける事業など。～

ウ. 点数1「受益者が狭く公平にやや欠け、負担の見直し余地有り」の目安

- ①事業の恩恵を受ける対象が一部に偏っており、公平性の点で検討の余地があるもの。
- ②受益者負担の理念が曖昧で、受益者が等しく相応の負担を負っていないもので、受益者負担を検討する余地のあるもの。 【上記イの②に同じ】

エ. 点数0「受益者が一部に偏り、公平性に欠ける」の目安

- ①事業の恩恵を受ける対象が一部に偏っており、著しく公平性に欠けるもの。

【5】適時性

ア. 点数3「緊急性があり、市民ニーズ高く重点PJに採用」の目安

- ①本市に対応義務がある突発的な事案であるもの。
- ②市民及び国・県からの要請があり、本市に対応義務があるもの。
- ③事業を実施しないことが、市民・職員へ直接の危険となるもの
- ④実施時期の延伸が、現実的に不可能な状況にあるもの
- ⑤第一次総合計画の重点プロジェクトに位置づけられているもの。

イ. 点数2「緊急ではないが、時宜性が高い」の目安

- ①社会情勢からみて、市が先導的に取り組むべきことが求められるもの。

ウ. 点数1「懸案なるも時宜性が十分でない」の目安

※懸案事項となっているが、…

- ①事業を実施しないとしても、市民・職員に逼迫した危険が生じないもの。
- ②実施時期の延伸が、現実的に可能なもの。
- ③組織の基本的業務や定型業務など、適時性と直接関係のないもの。

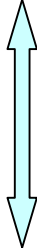
エ. 点数0「市民ニーズが不明（未調整）で時宜性に欠ける」の目安

- ①これまで懸案事項として継続的な議論が行われていないなど、市民ニーズの状況が明確でないもの。
- ②市民・行政の中で賛否・実施の有無に議論があり、調整が未実施であるもの。
- ③社会情勢や緊急性からみて、時宜に対応する必要性が見当たらないもの。

4 総合評価の判定基準（目安）

5つの視点別評価の判定結果（点数）を基に、以下の目安に従って事業の総合評価を行います。

（※様式2 IV欄のへは、A～Dを記入することで、1ページの判定基準表の各コメントが、自動表示されます）

総合評価	目 安 【各項の条件がどれか1つに該当し、 かつ上位評価の条件でないこと。】	事業見直しの必要度
A	○総合点12点以上、かつ必要性・有効性 2点以上	事業見直しの必要度が低い (計画どおり継続実施など)
B	○総合点8点～11点 かつ必要性・有効性2点以上 ○必要性3点 ○適時性3点	(見直しの実施) 
C	○総合点6～7点、かつ必要性・有効性 2点以上	
D	○総合点5点以下 ○総合点8点以下、かつ必要性・有効性 1点以下	

- ※ 総合評価の目安では、「必要性」と「有効性」、「適時性」に特に重点を置いています。それは、今回の測定・評価の最大の目的が、市民自治社会の実現に向けた、成果志向の行政経営への転換にあり、……
- 「必要性」の判定は、行政が関与する公共の領域の検証、市職員が設定（予算措置）した事業の適合性（因果関係の正当性）の検証であること。
 - 「有効性」の判定は、事業の意図の共有、進捗状況の把握や評価の基となる成果指標の定着・検証であること。
 - 「適時性」の判定は、限られた財源の中での、優先的投資の正当性及び好機の検証であること。
- ……を踏まえ、「測定・評価」の目的の達成手段として優先すべき視点と判断したためです。